

公表基準等の解説

企業会計基準公開草案第43号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第38号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」について

前専門研究員 しまだ かずひろ
嶋田 和洋

1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、2010年7月9日に、企業会計基準公開草案第43号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第38号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」（両案を合わせて、以下「本公開草案」という。）を公表し、9月10日までコメントを募集した¹。

本稿では本公開草案の概要について解説するが、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

2. 本公開草案の公表の経緯

公正価値測定に関するプロジェクトは、2006年2月に合意された国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）との覚書（MoU）項目の1つであり、ASBJでは、本プロジェクトを「IASB/FASBのMoUに関連するプロジェクト項目（中長期）²」として位置付けている。2009年5月にIASBから

公開草案「公正価値測定」（以下「IASBのED」という。）が公表されたことを踏まえ、同年8月にASBJは論点整理を公表しているが、本公開草案は、当該論点整理に関して寄せられたコメントやIASBのEDに関して寄せられたコメントに対するIASB/FASBの合同での審議（特に2010年1Q）の内容を踏まえて公表したものである。

なお、本プロジェクトはもともとは金融危機を契機としたものではないものの、国際的な会計基準では、次頁の図表1のとおり、金融危機を踏まえた対応が行われており、ASBJの本公開草案もその内容を反映している。また、IASBでは、2009年3月に国際財務報告基準（IFRS）第7号「金融商品：開示」の改訂を公表し、本プロジェクトの最終基準化に先行する形で金融商品について公正価値のレベル別の開示を導入している（2009年1月1日以後開始する事業年度から適用）。

3. 本公開草案の内容

(1) 本公開草案の目的及び適用範囲等

本公開草案は、公正価値で測定する資産又は

1 本公開草案の本文については、以下のASBJウェブサイトを参照。

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/kouseikachi/

2 当該中長期項目は、2007年8月にASBJがIASBと共同で公表した「東京合意」において、2011年6月30日後に適用となる新たな基準を開発する現在のIASBの主要なプロジェクトにおける差異に係る分野であり、新たな基準が適用となる際に日本において国際的なアプローチが受け入れられるように、緊密に作業を行うこととされているものである。

<図表 1：国際的な会計基準における経緯>

年 月	IASB/ FASB	公表物等
2006年 9月	FASB	米国財務会計基準書 (SFAS) 第 157 号「公正価値測定」 ³ の公表 (2007 年 11 月 15 日以後開始する事業年度から適用)
2006年11月	IASB	ディスカッション・ペーパー「公正価値測定」の公表
2008年10月 2009年 4月	IASB/ FASB	金融危機を踏まえ、資産又は負債に係る取引の数量及び頻度が著しく低下した場合 (市場が活発でなくなった場合) の公正価値測定に関するFASB スタッフ意見書 (FSP 第 FAS157-3 号、FSP 第 FAS157-4 号) や IASB の専門家諮問パネル報告書 (教育ガイダンス) の公表
2009年 5月	IASB	公開草案「公正価値測定」の公表
2010年 1Q	IASB/ FASB	上記公開草案へのコメント対応を IASB/FASB で合同審議
2010年 6月	FASB (IASB)	合同審議を踏まえた Topic820 を改訂する公開草案の公表 (不確実性分析の開示に関する再公開草案の公表 (IASB))
2011年 1Q	IASB/ FASB	最終基準化予定 (IASB)、Topic820 の改訂完了予定 (FASB)
2011年 2Q	IASB	評価が困難な資産及び負債の公正価値測定に関する教育ガイダンスの公表予定

負債の範囲など個別の会計基準等で定められている会計処理等の見直しについて取り扱うものではなく、公正価値の考え方及び公正価値に関する開示の内容を定めることを目的としている。

また、公正価値に関する会計処理等について適用する⁴ため、金融商品だけでなく、非金融商品も対象となる。ただし、通常の販売目的で保有する棚卸資産やストック・オプションについては、コンバージェンスの観点から適用の対象外としていることから、非金融商品に関する会計処理等としては、賃貸等不動産の時価開示、トレーディング目的で保有する棚卸資産の評価、

固定資産の減損に係る会計基準における正味売却価額 (時価から処分費用見込み額を控除したもの)、企業結合における時価を基礎とした取得原価の配分などが本公開草案の対象⁵となると考えられる。

なお、公正価値測定に関する基準を開発することに伴い、金融商品会計に関する実務指針などの既存の会計基準等の取扱いが問題となるが、本公開草案に示した公正価値の考え方と不整合とならない限り、それらの定めを基本的に残すこととし、改訂等は必要最低限のものとする予定としている。これについて、検討の過程では、

3 現在は、FASB Accounting Standards Codification™ (FASB-ASC) の Topic820「公正価値測定及び開示」に含まれている。

4 この際、基本的に「公正価値」という用語への置換えは行わず、「時価」を「公正価値」と読み替えてこれを適用することとしている。

5 この他、退職給付の年金資産の時価についても本公開草案の考え方が適用される。ただし、年金資産の時価に関するレベル別の開示については、ASBJ における退職給付に関する会計基準の検討状況も踏まえ、本公開草案では求めている。

その他有価証券の決算時の時価として、月中平均を用いることができる点について、見直しが必要ではないかとの意見があった。

(2) 公正価値の概念

① 公正価値の定義

本公開草案では、公正価値の定義を、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）としている。一方、我が国における時価の定義は、例えば金融商品の場合、時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引評価額であるとされている。これについて、本公開草案の結論の背景では、「時価」と「公正価値」の会計基準上の考え方に大きな差異はないと考えられるとしている。

このような定義に関して、本公開草案では、市場参加者の要件や、秩序ある取引ではないことを示す状況の例示、公正価値を算定する際の参照市場、最有効使用⁶などについて具体的な記述がなされている。なお、公正価値の概念において特に重要な点は、それが市場参加者の観点に基づく評価であるということであると考えられる。

② 市場参加者の観点

公正価値は、市場における価値であり、企業にとっての固有の価値ではないため、公正価値を算定するにあたっては、市場参加者が資産又

は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定を用いるとしている。このため、たとえ観察可能な取引が存在しない場合であっても、算定の対象となる資産又は負債、参照市場などを考慮して、市場参加者を特徴付ける要素を識別した上で、公正価値を算定しなければならないとしている。

また、市場参加者が資産又は負債に固有の要素を考慮する場合は、公正価値を算定するにあたって、当該要素を考慮するとしている。このため、例えば、市場参加者が考慮するであろう資産の売却に関する制限などは考慮するが、取引費用や大量保有要因による流動性コストの調整は、企業に固有のものであると考えられるため、そのような調整を禁止している。しかしながら、実務においては、大量保有要因による調整は明示的に禁止されておらず、調整を行っているケースがあるため、本公開草案を適用するにあたっては、そのような調整は認められないことに留意する必要がある。

なお、大量保有要因による調整の禁止による影響額は、本公開草案の適用に伴って生じる会計方針の変更の影響額となるが、過去の期間の財務諸表に対する遡及処理は行わないため、期首の利益剰余金を加減することとなる。

(3) 公正価値の算定方法

① レベル別の分類

公正価値を算定するにあたっては、状況に応じた、十分なデータが入手できる適切な評価技法を併用又は選択して用い、評価技法に用いられる入力数値⁷は、観察可能な入力数値を最大

6 最有効使用の概念は、複数の代替的な使用が行われる可能性がある不動産などの非金融資産に適用されるが、金融資産には適用せず、負債にも適用しないとしている。

7 入力数値（インプット）とは、市場参加者が資産又は負債を価格設定する際に用いるであろう仮定のことを幅広く指し、イーロードカーブ、インプライド・ボラティリティ、信用リスクなどが含まれる。

<図表 2：入力数値のレベル別の分類>

分類	観察可能性	具体的な入力数値	
レベル 1	観察可能	活発な市場	<ul style="list-style-type: none"> • 同一の資産又は負債の公表価格 • 類似の資産又は負債の公表価格
レベル 2		活発でない市場	<ul style="list-style-type: none"> • 同一の又は類似の資産又は負債の公表価格
		<ul style="list-style-type: none"> • 公表価格以外の観察可能な入力数値 • 相関関係等に基づく方法を用いて観察可能な市場データから得られた又は裏付けられた入力数値 	
レベル 3	観察不能	<ul style="list-style-type: none"> • 観察可能な市場データは入手できないが、入手できる最良の情報に基づき設定された、市場参加者が価格設定する際に用いるであろう仮定を反映する入力数値（企業の自己のデータを含む） 	

限利用し、観察不能な入力数値の利用を最小限にしなければならないとしている。また、図表 2 のとおり 3 つのレベルに分類の上、レベル 1 からレベル 3 の順に優先順位付けを行い、公正価値の算定を行うとしている。

算定された公正価値は、その算定において重要な影響を与える入力数値が属するレベルに応じて、図表 3 のとおり 3 つのレベルに分類し、評価技法に複数のレベルの入力数値が用いられた場合は、その算定に重要な影響を与える入力数値が属する最も低いレベルに分類するとしている。このため、株式や国債、社債、デリバティブといった資産又は負債の種類により形式的に分類するのではなく、公正価値を算定するにあたってどのレベルの入力数値が用いられているかを各資産又は負債ごとに確認した上で分類する必要がある。このようなレベル別の分類は、公正価値の算定の首尾一貫性や比較可能性を高め、財務諸表の利用者に有用な情報をもたらすと考えられることから、コンバージェンスの観点も踏まえ、導入されたものである。

なお、分類の結果レベル 3 の公正価値とされたものは、レベル 1 よりも企業による見積り要素が強く、算定結果の不確実性が高いと考えら

れるため、それを補うためにレベル 3 の公正価値についてはより詳細な開示を求めている。

<図表 3：公正価値のレベル別の分類>

レベル 1	その算定においてレベル 1 の入力数値をそのまま用いた公正価値
レベル 2	その算定においてレベル 2 の入力数値が重要となる公正価値
レベル 3	その算定においてレベル 3 の入力数値が重要となる公正価値

② 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下している場合及び秩序ある取引ではないと判断された場合における公正価値の算定
 資産又は負債の取引の数量及び頻度が著しく低下していると判断され、取引価格に重要な調整が必要となる場合には、信用リスクや流動性リスクなど適切なリスク調整を行うこととしている。検討の過程では、この調整を行った場合、我が国における合理的に算定された価額と実務上差異が生じる可能性があるとの指摘があった。これについて、本公開草案の結論の背景では、当該調整は、経営者による主観的又は保守的な判断によるものではなく、経営者が市場参加者に代わって適切な調整を行うものであり、合理的な金額を算定するという点で、考え方におい

<図表 4：公正価値を每期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債の注記事項>

<公正価値の算定方法等に係る事項>	
①	公正価値を算定するにあたって用いられた評価技法、入力数値及び入力数値を設定するために用いた情報
②	評価技法に変更がある場合、その内容及びそれが測定日の公正価値に及ぼす影響額
<公正価値のレベル別の内訳>	
③	レベル別の公正価値の測定額
④	各レベル間の振替をいつ認識するのかについての方針
⑤	各レベル間の重要な振替額及びその理由
<レベル3の公正価値に係る事項>	
⑥	レベル3の公正価値の期首残高から期末残高への調整表を次の項目による変動額がわかるように記載
⑦	当期純利益に計上された金額
⑧	その他の包括利益に計上された金額
⑨	購入、売却、発行及び決済額（それぞれについて変動額を記載）
⑩	レベル3への振替額及びレベル3からの振替額
⑪	当期純利益に計上された金額（⑦）について、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明
⑫	当期純利益に計上された金額（⑦）のうち期末日において保有している資産及び負債に関連するものについて、損益計算書/損益及び包括利益計算書のどこに表示されているかの説明
⑬	レベル3への振替及びレベル3からの振替（⑩）の理由。また、レベル3への重要な振替がある場合、その金額及び説明
⑭	レベル3の公正価値について、仮に1つ又は複数の入力数値を合理的に代替可能な入力数値に変更したとした場合に、公正価値が著しく変動するときには、その事実、その変更が及ぼす影響額及びその計算方法を記載（入力数値の感応度分析）

て両者に差異はないと考えられるとしている。

また、取引が秩序ある取引ではないと判断された場合は、公正価値を算定するにあたって、当該取引価格を通常考慮してはならないとしている。検討の過程では、流動性リスクが大きい場合や、逆に市場が一時的に急騰した場合には、取引価格が資産が本来生み出すキャッシュ・フローを表さないとの指摘があった。これについて、本公開草案の結論の背景では、そのような場合であっても、取引価格が秩序ある取引ではないと判断されない限り、当該取引価格を合理的に考慮することとなると考えられるとしてい

る。

③ ブローカー等の価格の利用

ブローカーや情報ベンダーなどから提供された価格を用いることができるが、この際、それがどのように算定されたのかを理解し、公正価値の定義を満たしているか否かを評価する必要があるとしている。ブローカー等から入手した価格について、これまでも自らの責任で使用し、必要に応じて時価としての妥当性の判断も行うこととされており、本公開草案によりその考え方が変わるものではないが、実務においては、

価格そのものの妥当性よりは、価格を算定したブローカーの信頼性や客観性を重視する傾向があるとの指摘があるため、実務の見直しが必要となる場合があると考えられる。

(4) 公正価値に関する注記事項

公正価値を每期継続して貸借対照表価額としている資産及び負債（金融商品の一部及びトレーディング目的で保有する棚卸資産が該当）の公正価値に関して、図表4に記載されている事項を注記することを求めている。

また、公正価値を每期継続して注記している資産及び負債（金融商品（每期継続して貸借対照表価額としているものを除く）及び賃貸等不動産）の公正価値に関して、図表4のうちレベル別の公正価値の測定額（③）を注記することを求めている。

ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができるとしており、また、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないとしている。

(5) 適用時期

本公開草案では、企業の受入準備等を考慮して、平成24年4月1日以後開始する事業年度から適用することを原則としている（早期適用可）。例えば、原則適用の場合、平成24年4月1日に事業年度を開始する企業においては、公正価値測定のお考え方をその期首から適用することとなるが、本公開草案が定める新たな注記事項については、同事業年度の年度末（平成25年3月31日）に係る財務諸表から開示することとなる。

4. 今後の予定

引き続き、IASB/FASBの動向を踏まえ対応することとなると考えられるが、前掲の図表1に記載のとおり、IASBにおける本プロジェクトの最終基準化は2011年1Qとなっているため、本公開草案の最終基準化は2011年度上半期となるものと考えられる。